



## 曾我事務所ニュース

2017. 6. 15

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷1-11-3 コービル2F  
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758  
E-mail:soga@sogaoffice.jp(曾我宛)  
:info@sogaoffice.jp(事務所宛)  
ホームページアドレス:http://www.sogaoffice.jp  
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617**労災死亡事故異常なハイペース～監督官の抜き打ち調査も～**

昨年一年間（1月～12月）の千葉県内における労災死亡事故は36件！千葉県が労災死亡事故全国ワーストワンの月もありました。今年は5月時点ですでに20件発生しています。異常なハイペースで発生している労災死亡事故に、労働局も対策を強化しています。

労災事故というと、山田洋次監督の映画「幸福の黄色いハンカチ」の一場面をよく思い出します。落盤事故が起こり、炭鉱夫である夫役の高倉健の無事な姿に抱きつく妻役の倍賞千恵子の姿です。また、炭鉱の落盤事故で亡くなり変り果てた夫の姿を見て「狂おしく取りすぎる 奥さんの悲しみ 幼児（おさなご）は何にも知らず 背中で眠る」という「地底のうた」という歌がありました。最近では、過労死で亡くなった高橋まつりさん（電通）のお母さんのこみ上げる悲しみを抑えた会見に胸が苦しくなりました。昔も今も労災で亡くなることは悲しいことです。

**まだ多い労災保険に未加入事業所 千葉県では半数以上が未加入**

私も労災死亡事故を過去に何件か扱いました。木材をフォークリフトで運搬するとき転落し木材の下敷きになって死亡した事件や、急いで会社に帰る途中に利根川に車ごと落ち死亡した事件、宅配ピザを配達中にバスにひかれ死亡した事件などがあります。事業主の方から相談を受けた時、いずれも労災保険に加入していませんでした。民間保険では考えられませんが、労災保険は遡って加入できます。事業主の方は、そのことをご存知なかったのですが、私どものところに相談してくれたので労災の申請手続きができました。労災事故を無くすとともに労災保険を知らないばかりに損をしている人をなくしたいと思います。

**7月1日から一週間は「全国安全週間」です！**

厚生労働省では7月1日から一週間、「全国安全週間」を実施します。

今年のスローガンは、

**「組織で進める安全管理**

**みんなで取り組む安全活動**

**未来へつなげよう安全文化」**

今年で90回目となる全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動の推進とともに、広く一般の安全に対する意識を高め、安全活動の定着を目的としています。

○準備週間：平成29年6月1日(木)～6月30日(金)まで

○安全期間：平成29年7月1日(土)～7月7日(金)まで

準備期間では、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取り組みを行っていきます。

## 保育園に入れない場合、2歳まで育児休業が可能に！

平成29年10月1日から、改正育児・介護休業法がスタートします！

### 《改正ポイント》

- ① 1歳6ヶ月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、**育児休業期間を最長2歳まで再延長することが可能**になります。  
もちろん、**育児休業給付金の給付期間も2歳まで**となります。
- ② 労働者やその配偶者が妊娠・出産した場合、育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)について、事業主が知らせる努力義務が創設
- ③ 未就学児を養育する労働者が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設

## 新卒者の採用で、助成金を活用しましょう！

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図ることを目的とした「**特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)**」のご案内です！この助成金は、既卒者等を新規学卒卒で初めて採用し、一定期間定着させた事業主が一定の要件を満たした場合に、各コース1名を上限として下表の支給額が支給されます。

企業区分	助成金コース名	1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35万円	-	-
	高校中退者コース	40万円	-	-

助成金には、①既卒者等コースと②高校中退者コースがあり、支給要件はコースごとに異なります。興味のある方は、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局、また当事務所へお問合せください！

## 【平成29年度】 産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。**業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要**となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『**産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会**』を受講し、**修了証**を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

### I. 会場

1. 千葉県： 千葉県自治会館 千葉市中央区4-17-8

①平成29年11月28日(火)～11月29日(水)

②平成30年3月13日(火)～3月14日(水)

2. 東京都： ベルサール西新宿 新宿区西新宿4-15-3

①平成29年10月19日(木)～10月20日(金) ②平成29年11月16日(木)～11月17日(金)

③平成30年1月11日(木)～1月12日(金) ④平成30年3月1日(木)～3月2日(金)

3. 神奈川県： Lプラザ(かながわ労働プラザ) 横浜市中区寿町1-4

①平成29年9月28日(木)～9月29日(金) ②平成30年2月28日(水)～3月1日(木)



II. 申込費用： 41,200円(申請実費、申請手数料〔税込み〕)

III. 必要書類： 顔写真1枚(縦 4センチ×横 3センチ)